

障害者福祉医療費助成制度のご案内

この制度は、重度心身障害者・中度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に保険診療の*自己負担分を助成する制度です。

この制度は他公費優先制度です。*他の公費が使える場合は必ずそちらを使っていたき、残ったご本人自己負担分を市が負担します。

【 対象となる方 】

◎ 重度心身障害者

- ・ 身体障害者手帳の1級又は2級を取得している人
- ・ 療育手帳のA1又はA2を取得している人
- ・ 18歳未満の児童で、身体障害者手帳の3級又は4級を取得しており、療育手帳のB1を取得している人

《所得制限》

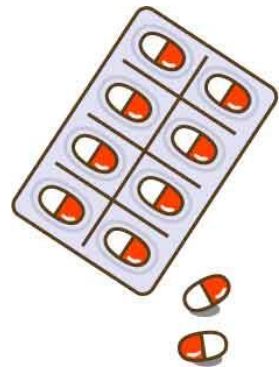
- 65歳未満の人と、65歳以上で平成15年10月1日以前に障害となった人は、所得制限はありません
- 65歳以上で、平成15年10月1日以降、新たに障害となった人は住民税非課税世帯の人

◎ 中度心身障害者

- ・ 身体障害者手帳の3級を取得している人
- ・ 療育手帳のB1又はB2を取得している人

《所得制限》

- 65歳未満は世帯の総所得額が200万円以下の人
- 65歳以上は住民税非課税世帯の人



※ 所得税制限対象者は、毎年見直し(有効期間 7 月 1 日～翌年 6 月 30 日)があります。却下になった方でも、毎年6月に申請をすることができます。

※ 重度心身障害者のうち65歳未満で対象になった方は5年に一度の自動更新があります。

※ 年度途中で、所得が変更、または世帯員の異動があった場合には担当へお問い合わせください。

手続きに必要なもの	・加入している健康保険の内容がわかるもの (資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証連携のマイナンバーカード等)
	・身体障害者手帳又は療育手帳

《問い合わせ先》 香南市福祉事務所 社会福祉係 電話 0887-57-8509